

H 2 8 年度

## 長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」における商品募集について

長崎県内の優れた農産加工品を県が認証し、県内外で販売支援のためのPRを行います。

募集農産加工品の範囲と条件は次のとおりです。

- (1) 申請商品は募集締切日までに1年以上の販売実績があること。
- (2) 長崎県産農産物(農林畜産物)を使用した農産加工品であること(県内で製造されたもの)。  
例) 野菜、果樹加工品(漬物、ジャム)、麺類、菓子類、乳製品、畜産加工品、  
調味料(味噌、醤油)、飲料等
- (3) 関連法令に違反していない商品であること。  
食品添加物の使用にあたっては国の基準に準拠すること。  
表示等に関する法律を遵守していること。
- (4) 申請者は、長崎県内において農産加工品の製造または販売している個人または法人等であること。
- (5) 認証を申請する商品は、専用の施設で製造されていること。

申請方法について

- (1) 受付期間 平成28年7月29日(金)まで(当日必着)
- (2) 申請方法 所定の申請書に記入の上、申請書一式と、食品衛生監視票(保健所発行)、県税の未納がないことを証する証明書及び消費税及び地方消費税(課税事業者のみ)の未納がないことを証する証明書を同封し、郵送またはご持参ください。
- (3) 提出先 〒850-8570 長崎市江戸町2-13  
長崎県 農林部 農産加工流通課 「長崎四季畑」担当  
TEL 095(895)2996 FAX 095(895)2592  
申請書、募集要項についてはホームページからダウンロードできますのでご利用ください。  
(<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/shikibatake/bos-hu-shikibatake/>)

審査について

- (1) 申請書を受領後に、提出された申請書に基づき予備審査(申請書類の書面確認及び現地調査)を行います。
- (2) 最終的には審査委員会において、味覚、デザイン性等の審査を総合的に行い認証商品を決定します。(平成28年11月頃予定)
- (3) 今年度更新となる既存の認証商品については、商品の味、デザイン等変更がない場合に限り、予備審査のみとします。

その他注意事項について

- (1) 申請にあたって、虚偽の記載等があれば認証を取り消す場合があります。
- (2) 審査委員会の開催時に食味審査を行いますので申請商品の提供をお願いします。

### 認証商品について

- ( 1 ) 認証期間は3年間で、認証マークを使用することができます。
- ( 2 ) 県のホームページに認証商品として掲載や長崎四季畑のパンフレット等で認証商品としてPRします。
- ( 3 ) 県内外の商談会等において販売支援のためのPRを行います。

